

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び同月〇日付けで同人に対してした同法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、機械オペレーターとして「プロファイル」と呼ばれる最終工程の作業に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日に同人の妻と次男が交通事故に遭い介護が必要な状態になったことから、両人の世話をしなければならなくなったほか、交通事故の加害者から損害賠償を支払わないとの裁判を提起されたため、その対応や弁護士費用の工面などで体調を崩したとしている。請求人は、会社がこのような事情を知りながら、請求人に長時間の時間外労働を行わせ続けたことから、精神的に苦痛を生じたとして、平成〇年〇月〇日Dクリニックに受診したところ、「うつ病」と診断され、さらに、平成〇年〇月〇日Eクリニックに受診したところ、「うつ病エピソード」と診断されたとしている。

なお、請求人は平成〇年〇月に会社を退職している。

請求人は、会社における長時間労働等が原因で上記精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、傷病名を「うつ病」、発病時期を「不明」としている。また、G医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、傷病名を「うつ病エピソード」、発病時期を請求人の申出により「平成〇年〇月頃」とし、H医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、傷病名を「うつ病エピソード」、発病時期を妻Iの「請求人は平成〇年〇月上旬頃から症状が最も悪くなった。」との申述から、「平成〇年〇月上旬頃」としており、傷病名についての所見は一致しているものの、発病時期については各医師の所見は異なっている。

当審査会としては、請求人の症状について、最も身近に見ていた妻Iの申述は信ぴょう性が高いと思料されることから、同申述に基づいたH医師の所見は妥当であると考えるので、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、請求人は、平成〇年〇月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局

長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 請求人は、再審査請求の理由で、業務における心理的負荷になった出来事について、過度な時間外労働（85時間から95時間。平均95時間前後）をさせられた旨主張しているため、認定基準の別表1「業務による心理的負荷評価表」により、以下検討する。

請求人の主張する時間外労働時間の算定根拠は不明であり、審査官が算定した労働時間集計表によると、発病前6か月間の時間外労働時間数は、58時間50分ないし75時間04分とされている。当審査会において審査官による労働時間集計表について精査したが、その算定方法は適正なもの認められ、請求人には恒常的な長時間労働というほどの時間外労働があったとは認められないものと判断する。

- (4) 請求人は、再審査請求の理由においては、長時間労働以外の業務による心理的負荷の出来事については何ら主張していない。そこで、当審査会において請求人の提出した資料に基づき、発病前おおむね6か月間における業務による出来事についてみると、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、「平成〇年〇月上旬頃における精密部品の製造の失敗」、「直接加工や製造時期について」J部長からの請求人への直接聴取、「主任の代わりに会議に出席させられ、上司等の前での工程等の発表」及び「〇回に及ぶ2週間以上の連続勤務」の各出来事があったと主張していると推認できる。当審査会においては、これらの各出来事についても心理的負荷の強度について認定基準に基づき評価したが、決定書理由第2の2の(2)のイの(ア)ないし(ク)に説示するとおり、「中」が1つある以外はすべて「弱」であると判断するところであり、業務による心理的負荷の全体評価は、「中」とするのが相当であると判断する。

- (5) その他、請求人から提出された資料について改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出すことができなかった。したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休

業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。